第二章　国際的な金融秩序の混乱に関する事案

（対象となる者）

第三条　国際的な金融秩序の混乱に関する事案に係る危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　行政庁から業務停止命令等を受けた金融機関を取引金融機関とする中小企業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。次条第一号ロにおいて同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）又は取引金融機関から総与信高の減少等を要求された中小企業者等であって、中長期的に、資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの

二　国際的な金融秩序の混乱に伴う景況悪化により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　国際的な金融秩序の混乱による関連企業の倒産により、一時的に経営に困難を来している中小企業者等であって、中長期的に、経営が安定することが見込まれるもの

四　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している中堅企業等であって、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるもの

五　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している中堅企業等（経済成長戦略大綱（平成十八年七月六日財政・経済一体改革会議決定）等における新産業の創出又は活性化を図る事業その他の企業活力の向上に資する事業を実施するものに限る。）であって、その経営基盤の安定を図ることにより、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるものに対して、出資並びに資金の拠出及び貸付けを行うことを目的とする組合又は事業体（投資事業有限責任組合その他これに準ずる事業体であって、当該国際的な金融秩序の混乱により、一時的に資金調達に困難を来しており、かつ、当該組合又は事業体が行う出資並びに資金の拠出及び貸付けの適切性及び公正性を確保するための措置が講じられているものに限る。）

六　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来しているが、中長期的に、その業況の回復又は資金繰りの改善が見込まれる下請事業者、主要取引先その他の関連事業者（以下この条及び第五条第十号において「関連事業者」という。）に対して資金融通を行う大企業（当該大企業に対する危機対応業務に基づく貸付け等は、当該大企業が関連事業者に対して資金融通を行う場合に限り行うものとし、当該大企業には、当該大企業を中核とする企業集団の資金管理をその主たる目的とし、一時的に資金調達に困難を来している金融会社を含むものとする。）

七　国際的な金融秩序の混乱により、短期社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一項に規定する短期社債をいう。以下同じ。）の発行による資金調達に困難を来している信用力のある中堅企業等

八　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下「投資法人」という。）であって、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるものへの資金の供与を目的とする、株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省・農林水産省・経済産業省令第二号）附則第二項に規定する信託業務を営む金融機関

（利子補給金の支給に関する事項）

第四条　利子補給金の支給（法第十一条第三項に規定する利子補給金の支給をいう。以下同じ。）については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　利子補給金の支給の対象は、平成二十三年三月三十一日までに行われる貸付けであって、次に掲げるものとする。

イ　前条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする設備資金等に係る特定資金の貸付け

ロ　前条第四号に掲げる者のうち中堅企業（資本金十億円未満の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからリまでに掲げる者（以下「組合」という。）並びに特別目的会社を除く。）及び資本金十億円以上の法人であって令第四条第二号ヌに掲げる者をいう。以下同じ。）及び大企業（中堅企業及び中小企業者等以外の法人をいう。以下同じ。）を対象とする設備資金等に係る特定資金の貸付け（損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補てんをいう。以下同じ。）を実施しないものに限る。）

二　利子補給金の利子補給率は、年〇・五パーセントとする。

三　利子補給金の支給期間は、当該利子補給金の支給対象となる特定資金の貸付けの日から二年間とする。

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第五条　ツーステップ・ローン（法第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）については、第三条第一号から第八号までに掲げる者を対象として指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は三億円とし、同時期に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が実施する金融環境変化対応資金と同条件（ただし、金利についてはこの限りでなく、制度の趣旨にかんがみ、適切に定めるものとする。）の貸付け等に限るものとする。

二　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件（ただし、金利についてはこの限りでなく、制度の趣旨にかんがみ、適切に定めるものとする。）の貸付け等に限るものとする。

三　第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、同条第一号及び第二号に掲げる者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、新規の特定資金の貸付け等を伴う場合に限り、当該特定資金の貸付け等に係る資金をもって当該指定金融機関の既存の債権（当該指定金融機関が既に行った特定資金の貸付け等に係る債権及び償還期限が一年未満の債権を除く。）の弁済に充てることができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等を損害担保取引の対象とすることはできないものとする。

四　第三条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は一億五千万円とし、同時期に公庫が実施する取引企業倒産対応資金と同条件（ただし、金利についてはこの限りでなく、制度の趣旨にかんがみ、適切に定めるものとする。）の貸付け等に限るものとする。

五　第三条第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質にかんがみ、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

六　前号に定める特定資金の貸付け等のうち、円滑な資金供給を行うことを目的として、協働して貸付け等に取り組むこととした他の金融機関からの申込みに基づいて実施するものについては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に行うことができる。

イ　指定金融機関が協働して貸付け等に取り組む金融機関については、指定金融機関が、あらかじめ業務の実施体制及び実施方法を確認し、協働して取り組む旨を公表したものであること。

ロ　当該金融機関が支援する者を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該金融機関からの新たな貸付け等の金額が特定資金の貸付け等の金額以上であること。